

(別添)

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)(抄)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表) 第6号 保健衛生に関する業務</p> <p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>① ~⑥ (略)</p> <p>⑦ 削除</p> <p>⑦~⑰ (略)</p> <p>⑱ 認可外保育施設であつて、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。</p> <p>⑲ (略)</p> <p>⑳ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業。</u> <u>※ 事業所内保育事業に限っては委託する場合も認めること。</u></p> <p>II. (略)</p> <p>留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>医療従事者の養成施設に通う学生への奨学金の貸付は、医療施設の運営における医療従事者確保の目的の範囲内において、奨学金の貸付に関する内部規定を設けるなど適切に行われる限り、差し支えないこと。</u></p> <p>3~4 (略)</p>	<p>(別表) 第6号 保健衛生に関する業務</p> <p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>病児・病後児保育事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)</u></p> <p>⑧~⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>認可外保育施設(児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業その他これに類する事業が行われる認可外保育施設を除く。)</u>であつて、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。</p> <p>⑳ (略) (新設)</p> <p>II. (略)</p> <p>留意事項</p> <p>1 (略) (新設)</p> <p>2~3 (略)</p>